（別紙）

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	御意見に対する考え方
今回の改正に伴い、EU・イギリスとの同等性定義は統一されたものの、スイスに対しては依然 原料原産地制限が続いており、同一製品を３地域に共通仕様で輸出することが困難な状況になります。 EU域内の顧客には、EU域内のみならずイギリスおよびスイスにも販路や店舗を展開している企業が多く、地域ごとに異なる認証・表示対応が求められることが、煩雑さ・混乱を招いています。 スイスとの間においても、EU・イギリス同様の同等性合意が一日も早く結ばれることを、強く願っております。	スイスとの有機同等性において日本側に課されている原料原産地制限について、撤廃を目指しスイスとの交渉を進めて参ります。
有機の同等性は、輸出入両面から考えても双方に大きなメリットがあるため賛成します。	賛成の御意見として承りました。

＊今回の制定案に直接関係のない５件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。